

函館市地域放課後児童健全育成事業開設準備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において放課後児童健全育成事業を新たに実施し、または移転して実施するに当たり、既存の施設の改修または物品の購入などの環境整備に要する費用もしくは移転に要する費用に対する補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、放課後児童健全育成事業を実施している者に対し交付することにより、児童に放課後の居場所および適正な保育環境を提供し、待機児童の発生を防ぎ、または解消し、もって、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市の委託により放課後児童健全育成事業を実施している者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に定める事業とする。

- (1) 放課後児童健全育成事業を実施するための施設（以下「放課後児童クラブ」という。）を新たに設置するために必要と認める施設の改修、設備の設置または修繕および物品の購入を行う事業
- (2) 放課後児童クラブを新たに設置するために必要となる物品の購入を行う事業（施設の改修を伴わない場合に限る。）
- (3) 学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施しており、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合に、移転を行う事業

(4) 学校等の公共施設を活用して放課後児童健全育成事業を実施しており、公共施設の閉館等に伴い、民家・アパート等に移転を行う事業

(5) 前号の事業の実施に伴い、移転先の民家・アパート等の改修、設備の設置または修繕および物品の購入を行う事業

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を実施するにあたり、函館市地域放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例を遵守しなければならない。

（補助対象事業の制限）

第5条 補助対象事業は、新たに放課後児童健全育成事業を実施または移転して実施する年度に実施するもののみとし、1施設につき1回限りとする。なお、対象施設は、当該年度中に放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

2 次に掲げる事業は、補助対象外とする。

(1) 他の補助等を受ける場合。ただし、対象経費と他の補助等の対象となる経費を明確に区分することができる場合は、補助金の交付の対象とすることができる。

(2) 既存の放課後児童クラブの破損、老朽化等に伴う改修または修繕を行う事業

（補助事業者の責務）

第6条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 規則第7条第1項に規定する申請書は別記第1号様式に、同条第2項第1号に規定する計画書は別記第2号様式に、同項第2号に規定する収支予算書は別記第3号様式によるものとする。

（補助対象事業の変更または中止）

第8条 規則第9条第1項第1号の規定により市長に承認を受ける場合の申請書は、別記第4号様式によるものとし、その結果については、別記第5号様式により通知するものとする。

2 規則第9条第1項第2号の規定により市長に承認を受ける場合の申請書は、別記第6号様式によるものとし、その結果については、別記第7号様式により通知するものとする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表に定める補助金の交付の対象となる経費の全額または上限額のいずれか少ない額とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、補助金の交付の対象となる経費を合計した額に1,000円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた額とする。

(交付決定の通知)

第10条 規則第10条に規定する通知書は、別記第8号様式によるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第17条第1項に規定する実績報告書は別記第9号様式に、同条第2項第1号に規定する実績書は別記第10号様式に、同項第2号に規定する収支決算書は別記第11号様式によるものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第12条 規則第18条第2項の規定による通知は、別記第12号様式の通知書によりするものとする。

(書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る書類を、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、内閣総理大臣が別に定める期間（以下「内閣総理大臣が定める期間」という。）まで保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して、内閣総理大臣が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の財産の処分をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から内閣総理大臣が定める期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

(仕入控除税額の報告等)

第15条 事業完了後に消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第13号様式の報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることができる。なお、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、その申告に基づき報告を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分	上限額	補助対象経費
第4条第1号または第5号に規定する事業	1事業当たり 12,000,000円	<p>1 放課後児童健全育成事業を実施するうえで必要と認められる施設および設備の改修・整備・修繕に要する費用（整地・外構整備に要する費用を除く。ただし，児童の安全上，必要と認められるものについては，この限りではない。）</p> <p>2 放課後児童健全育成事業を実施するうえで必要と認められる物品の購入に要する費用</p>
第4条第2号に規定する事業	1事業当たり 1,000,000円	1 放課後児童健全育成事業を実施するうえで必要と認められる物品の購入に要する費用
第4条第3号または第4号に規定する事業	1事業当たり 2,500,000円	1 放課後児童クラブを移転するうえで必要と認められる費用